

令和6年度特定随意契約一覧

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|---------|---|-------------------|------------|---------|------------------|---|------------------------------|
| R6.4.17 | 情報誌「poroco」を活用した「いいいい街 住まいにちかメダル」プロジェクトの記事広告掲載等業務 | 株式会社えんれいしや | 3,564,000 | R6.4.5 | R6.4.5 ~ R7.3.31 | 本業務において情報発信媒体として指定した「poroco」は、株式会社えんれいしやが発行する情報誌であり、中心読者層が札幌に居住する25～49歳の女性であり、北海道内で発行されているタウン誌の中で女性読者の割合が86%と最も高く、かつ、読者のうち78%が札幌在住(90%が札幌近郊在住)である。シビックプライドの醸成にあたっては、札幌の街の魅力やライフスタイルに高い関心を持つ若年～中年層の女性をターゲットとすることで、読者自身への訴求に留まらず、SNS等を通じた情報の拡散も期待できることから、porocoが最も効果的に啓発できる情報誌である。porocoへの広告の掲載が可能なのは、porocoの発行主体である株式会社えんれいしやに限られることから、業務履行が可能な団体(事業者)は左記選定業者以外にはないことから、契約の相手方を同者に特定することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 総)広報部広報課 011-211-2036 |
| R6.4.17 | 個人番号カード等の券面記載事項変更用システム保守業務 | 株式会社ジェイエスキューブ | 2,534,400 | R6.3.28 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本市では、(株)ジェイエスキューブ製の「一体型・本人確認書類裏書印字システム PASiD Cube(パシドキューブ)」を導入しており、個人番号カード等の券面に変更事項を記載するために使用している。 本業務は、ジェイエスキューブ製の券面記載事項変更用システムの保守サービスを受けるものであり、当該業務を行うことができるのは製造元の左記事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | デ)住民情報課 011-211-2296 |
| R6.4.17 | 解析システム運用保守業務 | 日本データサービス株式会社 | 1,441,000 | R6.3.25 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 当該システムは日本データサービス株式会社(以下、「同業者」という。)が独自に開発し、複数の自治体に納品、運用しているシステムであり、同業者が著作権を保有している。そのため、GISエンジン等のコアシステムについて、システムソース、ドキュメント等の自社のノウハウを積極的に同業他社に開示するものではない。 したがって、他社が受託した場合、現行システムの構成、処理フロー等をゼロから解析する必要があるとともに、障害が発生した際の原因の切り分け、復旧作業に多大な時間を要するものと考えられ、同業者に比べ委託費が高額になることは明白である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 政)都市計画部都市計画課 011-211-2506 |
| R6.4.17 | 令和6年度カーリング普及促進業務 | (一社)札幌カーリング協会 | 4,356,000 | R6.4.1 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 当該業務の実施には、利用者として施設設備の安全管理及び利用者の競技力向上のため、競技及び施設に関する専門知識を有する指導員の確保が必要である。 一般社団法人札幌カーリング協会は、日本スポーツ協会公認カーリングコーチが多数所属するなど、本業務を遂行するために必要な指導者レベルや人数を有している唯一の団体である。 以上のことから、同協会以外に当該業務を確実に実施できるものがおらず、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | ス)スポーツ部企画事業課 011-211-3044 |
| R6.4.17 | 令和6年度敬老ICカード及び福祉乗車証等の利用に伴うICカード共通利用センターシステム運用保守業務 | 札幌総合情報センター株式会社 | 22,616,000 | R6.4.1 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 敬老優待乗車証制度及び障がい者交通費助成制度(以下「両制度」という。)では、SAPICA共通利用センター内のICカード利用に関わるシステムを経由し、両制度のICカードに関する情報連携及び管理等を行っている。 本業務では、両制度のICカードに係るサービス及び記名SAPICAの利用に係るサービスを提供するため、SAPICA共通利用センター内に設置された札幌総合情報センター所有のシステム並びに本市所有のICカード情報の連携及び管理等に係るシステムの安定稼働に向けた運用保守を行い、各種情報管理業務及び精算業務等を行う。 このことから、本業務の実施は、上記のシステムを所有し、SAPICA共通利用センターの運用保守を行っている選定事業者のみが可能となる。 以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、選定事業者と随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保)高齢福祉課 011-211-2976 |
| R6.4.17 | 札幌シニア大学運営業務 | 一般社団法人札幌市老人クラブ連合会 | 5,951,814 | R6.4.1 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 本事業は、老人クラブや町内会など地域活動のリーダー養成を目的としており、当該業務を遂行するに当たっては老人クラブ等が行う地域活動の取組や実態について把握し、地域活動団体とのネットワークを全市規模で保有するなど、地域活動に繋ぐ役割を担う必要があるが、一般社団法人札幌市老人クラブ連合会は、老人クラブに対する研修会や地域活動の実施など、日頃から育成指導や連絡調整を行うなどこの役割を果たしている。 また、当該法人は、老人クラブ活動の育成・支援を通じて、地区ごとの老人クラブを束ねるなど地域活動団体と繋がりを有するとともに、長年に渡って当該業務を担っており、当該大学の卒業生とも関わりをもち地域活動を支援している実績がある。 上記の理由から、当該業務を確実に実施できる者は当該法人を以て他にはなく、競争入札に適さないため、当該法人との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保)高齢福祉課 011-211-2976 |
| R6.4.17 | 令和6(2024)年度札幌市歯周疾患検診(単価契約) | 一般社団法人札幌歯科医師会 | 23,535,060 | R6.4.1 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | ・本事業の対象者は約10万人であり、市民が身近な地域で受診できる環境を整備することが必要である。 ・本検診業務は「健康増進法」、「歯周病検診マニュアル2015」(厚生労働省)に沿って実施しており、検査内容等について統一されている。 ・一般社団法人札幌歯科医師会は市内約800以上の会員歯科医療機関を擁し、各歯科医療機関を取りまとめ、本検診業務への協力を多くの歯科医療機関から得ることができる唯一の団体である。 ・過去における本検診業務を確実に履行していることから、今年度においても着実な履行が見込まれる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保)ウエルネス推進課 011-211-3516 |
| R6.4.17 | 令和6年度札幌市高齢者口腔ケア研修事業 | 一般社団法人札幌歯科医師会 | 3,542,000 | R6.4.1 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | 一般社団法人札幌歯科医師会は、本業務の履行に必要な専門的知識を有し、かつ介護職員等への指導経験が豊富な歯科医師・歯科衛生士を多数確保しており、市内全域において各種の研修・実習等を適切に実施できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保)ウエルネス推進課 011-211-3516 |
| R6.4.17 | 令和6年度保育所幼稚園等フッ化物洗口支援業務 | 一般社団法人札幌歯科医師会 | 1,986,000 | R6.4.1 | R6.4.1 ~ R7.3.31 | フッ化物洗口は、とくに4歳から14歳までの期間に実施することがう蝕予防策として最も効果的であり、この期間のなかでも、開始時期が早いほど、う蝕予防効果は高くなることが示されている。そのため、本事業は、う蝕予防効果が最も高い時期である幼稚園や保育園等の園児に対してフッ化物洗口を安全かつ効果的に実施できるように支援することで、う蝕予防の一次予防および歯と口腔の健康づくりの意識の醸成を目的としている。この事業の円滑な実施には、継続的に歯と口腔の管理を行っており、フッ化物洗口に精通している園医(嘱託歯科医師)等の人材と厚生労働省から通知された「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方について」をふまえ、フッ化物洗口マニュアル(2022年度版)に基づき、支援方法を標準化できる仕組みが必要である。一般社団法人札幌歯科医師会は市内約800以上の会員歯科医療機関を擁し、園医(嘱託歯科医師)も多く在籍するほかフッ化物洗口に精通している歯科医師も多く在籍している。そのため本業務を確実に履行できる人材の確保に最適である。さらにフッ化物洗口に関する会員への講習等を実施し、資質向上に努めていることから支援方法の標準化ができ、安全かつ効果的にフッ化物洗口の支援が可能な唯一の団体であることが想定される。 以上の理由により、業務の性質上、競争入札には適さないため、特定随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保)ウエルネス推進課 011-211-3516 |

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額（円） | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。） | 担当課 |
|-----------|--|-----------------|------------|----------|----------------------|--|---------------------------------|
| R6. 4. 17 | 令和6年度新型コロナウイルスワクチン接種の電話問い合わせに係る労働者派遣（単価契約） | リンケージサービス株式会社 | 14,074,264 | R6. 4. 1 | R6. 4. 1 ～ R7. 3. 31 | <p>新型コロナウイルスワクチンの公費接種については令和6年3月31日で終了する旨、「令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチンの接種について」（令和5年11月22日付け厚生労働省事務連絡）で示されておりますが、令和6年4月以降も医療機関からの費用請求やワクチンの処分、駆け込み接種の事後処理等に関する専門的な問い合わせの入電継続が想定されます。</p> <p>また、令和6年度からは接種費用を有料とした定期接種となり、秋冬に接種を実施することが国から示されており、公費接種（無料）から定期接種（有料）へ移行することによる制度、費用負担などの様々な問合せや、接種時期には接種実施医療機関に関する問い合わせなど、市民から多数の問い合わせが入ることが想定されております。</p> <p>そのため、令和6年度も引き続き、医療機関と市民両方の問い合わせに対応する体制を維持していく必要がありますが、これまで市民からの様々な問い合わせに対応していた、問い合わせセンターの運営については、令和6年度から、補助対象外であることが昨年12月に確認されたため、令和5年度末で閉鎖し、令和6年度からは、ワクチン接種担当部を問合せ先として、医療機関と市民からの多数の問い合わせに対応せざるを得ない状況となります。</p> <p>ワクチン接種業務に関する医療機関や市民からの様々な問い合わせに対応するためには、制度が複雑化したワクチン接種業務に関する膨大かつ幅広い知識を十分に理解しううえで、部内業務と連携し、最新の動向に合わせた適切な対応を行うことが必要不可欠です。</p> <p>そのため、知識が不足している者がオペレーター業務を行った場合、問い合わせに対して円滑な対応ができません、医療機関や市民に対し不要な混乱をまねき、不利益を与えることが想定されます。</p> <p>そのため、令和6年4月以降については、ワクチン接種担当部に対し医療機関のほか、市民からの多数の問い合わせが急増することが想定されるため、事業運用開始時からの経緯等を熟知し、部内業務と連携して、問い合わせに迅速かつ適切に回答できる人材を4月1日から派遣できるものを契約の相手方としなければなりません。</p> <p>これに加えて、このような人材を4月1日から派遣するためには、人材確保、事前研修等の準備期間として、最低でも2か月以上は要することから、一般競争入札の実施は困難な状況となります。</p> <p>現在派遣契約を締結しているリンケージサービス株式会社は、ワクチン接種業務及び部内業務について十分熟知し連携した対応が可能な職員を有しており、蓄積された多岐にわたる知識、情報を用いてワンストップで電話問い合わせに対応することが可能であり、4月1日からも当該職員を継続して派遣することが可能なため、引き継ぎ質の高い円滑な業務が遂行できるものであります。</p> <p>そのため、令和6年4月以降も新型コロナウイルスワクチンの電話対応を行うオペレーターを派遣することが可能な唯一の業者であるリンケージサービス株式会社と特定随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | (保) 保健所感染症総合対策課 011-211-8189 |
| R6. 4. 17 | 札幌市結核接触者健康診断事業（単価契約） | 一般社団法人 札幌市医師会 | 8,458,191 | R6. 4. 1 | R6. 4. 1 ～ R7. 3. 31 | <p>一般社団法人札幌市医師会は、市内全域に会員（医療機関）を多数有しており、本市でこのような体制を有する組織は他にない。市民が多数の医療機関を利用できるという点で利便性が高く、集団的な健診を実施することができる会員を有している。</p> <p>また、一般社団法人札幌市医師会は、過去の委託業務遂行状況についても非常に良好である。以上の理由から、当該業者の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | (保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199 |
| R6. 4. 17 | 結核住民健診及び日本語学校生徒等健診業務（単価契約） | 公益財団法人 北海道結核予防会 | 12,288,192 | R6. 4. 1 | R6. 4. 1 ～ R7. 3. 31 | <p>住民集団健康診査は、昭和33年から実施してきた結核住民健診に、市民の健康増進を図ることを目的として、昭和53年から健康相談事業(平成21年度をもって廃止)、平成4年度からすこやか健診(平成20年度から特定健康診査に変更)、平成9年度から肺がん検診、平成14年度から肝炎ウイルス検査を一体的に実施することにより内容の充実を図ってきた経緯がある。</p> <p>公益財団法人北海道結核予防会は、結核住民健診業務について、上記健診との一体的な実施に対応できる唯一の法人である。また、令和6年度においても引き続き札幌市の住民集団健康診査を受託する予定であり、健診会場における結核住民健診業務を効率的かつ確実に実施するために、当該法人を選定することが適当である。</p> <p>それに加え、当該法人は、諸外国の結核情勢に係る知識が豊富であり、結核高まん延国出身者も在籍する日本語学校生徒等へ適切な対応が可能である。</p> <p>なお、当該機関は従前から継続して本業務を受託し、確実に履行していることから、受託先としての適格性を有しているものと認められる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | (保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199 |
| R6. 4. 17 | 結核住民健診業務（単価契約） | 公益財団法人北海道対がん協会 | 11,997,888 | R6. 4. 1 | R6. 4. 1 ～ R7. 3. 31 | <p>公益財団法人 北海道対がん協会（以下「対がん協会」という。）は、健診の専門機関であることから、健診に必要な健診車や医療スタッフが十分に整備されている。</p> <p>本市における結核住民健診は、肺がん検診等と一体的に実施することで内容の充実や市民の利便性を高めてきた経緯がある。本市のような大都市において集団健診を実施する場合は、市内の地区会館等を限なく巡回して、年間を通して万単位の健診に対応できる体制を整備する必要がある。</p> <p>企業の職場健診など限定された区域・人に対する健康診査の集団健診を実施している民間の健診機関は他にもあるが、札幌市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する地域の集団健診を一手に引き受けることが可能な機関は、対がん協会において存在せず、また、対がん協会は、札幌市を含めた自治体の集団及び一括健診を円滑で安価に実施することを目的の一つとして設立された団体でもある。</p> <p>また、対がん協会は、これまでも健診業務のほか、区保健センターとの日程、会場の調整、各種統計資料の作成等、健診以外の事務事業も誠実に円滑に履行している。</p> <p>以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の業者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> | (保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|---|--------------------|------------|----------|----------------------|--|--------------------------------|
| R6. 4. 17 | 令和6年度HIV検査・相談事業運営業務 | 社会福祉法人はばたき福祉事業団 | 8,732,595 | R6. 4. 1 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 厚生労働大臣が定める「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」において都道府県は、保健所における無料匿名のHIV検査・相談の実施が求められており、利便性の高い場所や夜間休日等の時間帯へ配慮することが重要とされている。上記を踏まえ本業務は、場所の利便性を考慮した各保健センターにおける平日検査、時間帯の利便性を考慮した夜間・休日検査と並行して行うものであり、匿名性の高さを確保した検査体制を特色としている。このため、本業務においては、会場内で受検者同士が顔を合わせるような検査運営が可能な検査場所の確保、検査業務に精通した医師・看護師・カウンセラー等の人員の配置、HIV検査の結果に応じたカウンセリングやHIV診療拠点病院をはじめとする医療機関との連携体制の確保、3点を確実に満たしたうえで実施されることを要する。 社会福祉法人はばたき福祉事業団は、HIV/エイズに精通し、HIV陽性者及びエイズ患者への対応についての十分な経験や技能があり、エイズ治療拠点病院である北海道大学病院とも協力体制を構築し、医療との円滑な連携を図ることができる。また、当該法人は、受付から検査終了後の退室まで、一貫して高い匿名性を確保するための構造を有した検査場所を確保しており、本業務における上記の要件をすべて満たす市内唯一の法人と考えられる。 以上の理由から、当該業務の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 保) 保健所感染症総合対策課 011-622-5199 |
| R6. 4. 17 | 令和6年度札幌市結婚支援マッチングシステム運用保守業務 | 株式会社愛媛電算 | 3,031,810 | R6. 4. 1 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 札幌市結婚支援マッチングシステムは、選定業者のパッケージングシステムをカスタマイズする形で開発を行っており、運用保守を行うに当たっては、パッケージ部分と密接に関連したプログラム変更が含まれることから、根幹を把握している選定業者の他に保守を行えないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 子) 子ども育、子ども企画課 011-211-2982 |
| R6. 4. 17 | 令和6年度札幌市オンライン結婚支援センター運営業務 | タメニー株式会社 | 20,708,770 | R6. 4. 1 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、企画力等が必要な業務であるため、複数の相手方から企画案を募り、その中から、より優れた提案を採用する企画競争により契約の相手方を決定することが適当である。若者出会い創出事業企画競争実施委員会運営要綱に基づき開催した第2回若者出会い創出事業企画競争実施委員会において、審査の結果、タメニー株式会社が490点となり、最低基準点(420点)以上、かつ総合点の最も高い者となったことから契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 子) 子ども育、子ども企画課 011-211-2982 |
| R6. 4. 17 | 令和6年度プレーパーク普及啓発・活動支援業務 | 公益財団法人札幌市公園緑化協会 | 4,415,400 | R6. 4. 5 | R6. 4. 5 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、プレーパークの普及啓発及び市民等で構成するプレーパーク実施団体への活動支援を行うものであるが、以下4つの要件が求められる。 1 プレーパークに関する専門的な知識及び当該業務に関する豊富な経験やノウハウを有し、地域住民等がプレーパークを開催する際に活動の支援ができること。 2 本市におけるプレーパークは、主に公園で実施されていることから、公園利用の手続や公園の管理運営状況を熟知していること。 3 本業務の受託者は、担い手発掘から育成までを総合的に企画・運営でき、効果的に業務目的を達成できる者であること。 4 プレーパーク実施団体に寄り添った相談対応やきめ細かい活動支援ができること。 (公財)札幌市公園緑化協会は、本事業開始当初の平成23年度から継続して業務を担っており、プレーパークに関する深い専門的知識を有しているとともに、けがや事故の予見、安全管理に関する実施団体への活動支援の実績・経験を積んできた事業者である。 また、札幌市内で指定管理制度が導入されている公園や緑地の約6割の施設で指定管理者として運営管理を行っていることから、公園に関する法令や管理運営状況を熟知している。 管理する公園では、近隣住民で構成されるボランティア団体を立ち上げるなど、新たな担い手となりうる人材との人脈づくりを連綿と行ってきたほか、きめ細かい活動支援や、自主事業によるプレーパーク実施団体向けの講座等を通じて、既存団体やプレーリーダーと強固な信頼関係とネットワークを築き、各団体の活動を軌道に乗せてきた。 担い手発掘から育成までには複数年を要するが、上記のように継続的に人的つながりを構築し、既存団体やプレーリーダーと一体となって効果的に業務目的を達成できる団体は当協会以外にはなく、余人をもって代えがたいものである。 当該団体以外に本業務の要件を全て満たす団体は存在しないことから、本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 子) 子どもの権利推進課 011-211-2942 |
| R6. 4. 17 | 令和6年度札幌市ジュニアリーダー養成研修企画・実施業務 | 公益社団法人札幌市子ども会育成連合会 | 93,830,000 | R6. 4. 5 | R6. 4. 5 ~ R7. 3. 31 | 本業務は、子どもの権利条例の制定目的の一つである、「子どもが自立した社会性のある大人に育つ」ための支援の一つとして、地域の子ども体験活動や住民組織による子ども関連行事などの充実を目的に、それら活動の中心となって活躍する「ジュニアリーダー」を養成する研修を実施するとともに、地域の大人、子どもが互いに顔が見える関係を形成するものであることから、本業務を受託する団体には以下のような条件が求められる。 1 ジュニアリーダーの養成にあたっては、基礎的な知識及び技術の習得を目的とする基本研修を実施することとしており、子どもの体験活動に関する専門的な知識、技術及び豊富な経験を有し、地域において必要とされるジュニアリーダーの資質を熟知した上で、その理想像に向けての研修を企画・運営できること。 2 当該事業には、地域の大人と子どもがともに活動し、互いに顔が見える関係を形成する内容を含むことから、地域の子ども体験活動の実状を熟知するとともに、町内会等の地域団体、地域の教育機関及び企業等と良好な信頼関係とともに、連携協力体制を構築できること。 3 青少年キャンプ場の事業用地は、主に基本研修の場として利用することとしており、研修の実施と事業用地の管理を一體的に行い、効果的かつ効率的に運用できること。 4 事業は市内各地で年間延べ210回以上行うこととしており、加えて事業用地の管理は年間を通じて恒常的に行うこととしているため、全業務の品質等について、十分な信用とその能力があること。 当該団体は、長年にわたり本市の子ども会活動の維持・発展のために必要なジュニアリーダーやボランティアの育成など様々な事業を継続的に実施してきていること、また、全区において、さまざまな地域団体(子ども会、町内会、教育機関や地域企業等)及びボランティア(育成者、リーダー養成研修卒業生等)との長年にわたる協力関係、連携協力関係が構築されていることから、これらの条件をすべて満たす唯一の団体である。 当該団体以外に上記の条件を満たす団体は存在しないことから本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特定者を相手方とする随意契約といたしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 子) 子どもの権利推進課 011-211-2942 |

| 掲載日 | 調達契約件名 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 契約締結年月日 | 履行期間 | 随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。) | 担当課 |
|-----------|---|---------------------|---------------|-----------|------------------------|---|----------------------------------|
| R6. 4. 17 | 令和6年度「札幌市商店街応援隊派遣事業」運営業務 | 札幌市商店街振興組合連合会 | 17,974,999 | R6. 4. 1 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | 本業務では、各商店街の課題と登録された応援隊員をマッチングし派遣する業務、商店街のニーズを踏まえた応援隊員を追加登録する応援隊員募集・登録業務、並びに本事業の利用促進を目的とした商店街への分かりやすい情報を発信するプロモーション業務の実施を求めています。 これらの業務を実施するためには、商店街との良好な関係性やネットワークを有していることに加え、マッチング業務においては、商店街や応援隊員の事情や特性の把握、応援隊員募集・登録業務においては、商店街が求めている応援隊員のニーズ把握、プロモーション業務においては、派遣事例の把握や商店街に対する情報発信の知見が必要となります。 札幌市商店街振興組合連合会は、昭和42年の設立(法人化)以降、市内商店街の発展と地位向上を目的として、経営基盤の弱い中小小売商業の振興・育成を図るとともに、商店街が地域生活文化の交流拠点として社会的役割を果たすよう指導・助言する組織として、法人の設立指導やまちづくり活動に対する助言などを行う、商店街振興組合法に基づく市内唯一の指導機関であり、非会員商店街に対する研修事業も実施する等、社会的・公共的役割を担う団体です。 同連合会は、これまでの取組を通じて、市内全域の商店街の情勢に精通している上、商店街とのネットワークを有しており、また、商店街への指導・助言に関するノウハウや実績があることから、商店街からの信頼が厚い団体です。加えて、同連合会は「令和5年度商店街応援隊派遣事業に係るマッチング窓口運営業務」を受託したことにより、本業務の大きな比重を占めるマッチング業務における実績があるほか、応援隊員募集・登録業務に必要な商店街のニーズや、プロモーション業務で利用する商店街への派遣事例をすでに把握しております。 以上ことから、本業務の履行にあたって必要不可欠な知見や能力、実績を有し、本業務を円滑に実施することができる唯一の団体である札幌市商店街振興組合連合会を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約の委託先として選定いたします。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経) 商業・経営支援課 011-211-2372 |
| R6. 4. 17 | 令和6年度Sapporo City Wi-Fi運用業務 | 東日本電信電話株式会社 | 13,321,000 | R6. 3. 31 | R6. 4. 1 ~ R7. 3. 31 | Sapporo City Wi-Fiは平成27年度に実施した公募型企画競争により選定された当該事業者が専用システムを構築して提供しているものであり、当該システムを運用することができる事業者は当該事業者のみである。 当該事業者以外の者が、Sapporo City Wi-Fiを提供しようとする場合、新たなアクセスポイントやサーバ等の機器調達、運用システムの開発など、改めて整備コストを要することになるとともに、ユーザーに対する継続的かつ安定的なサービスの提供に支障をきたすおそれがある。 以上により、本業務の委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市契約規則第21条第1項ただし書きによる随意契約(特定)とすることが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 経) 観光・M I C E推進課 011-211-2376 |
| R6. 4. 17 | 排水機場等河川管理施設総括監理業務 | 一般財団法人札幌市下水道資源公社 | 4,277,900 | R6. 4. 2 | R6. 4. 2 ~ R7. 3. 31 | 札幌市が維持管理する排水機場等の点検整備業務及び修繕業務について、札幌市に代わり管理監督する業務である。指名に当たっては、機械・電気設備に関する専門的な知識を有し、ポンプ施設等下水道施設の履行管理の実績、点検整備結果から設備の健全度を総合的に評価する能力及び点検整備業務等の履行業者を的確に指導できる能力が必要である。 一般財団法人札幌市下水道資源公社は、これまで下水道事業において、処理施設の総括監理業務の実績があり、排水機場のポンプ施設と類似の監理業務に関するマネジメント能力、知識、経験を備え、当該業務を確実に履行できること、また公的な立場で札幌市の事業を補完・代行することができる唯一の団体であることから特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415 |
| R6. 4. 17 | 市有建築物保全業務 | 一般財団法人 札幌市住宅管理公社 | 1,091,754,620 | R6. 4. 5 | R6. 4. 5 ~ R7. 3. 31 | (一般財団法人)札幌市住宅管理公社(以下「公社」という。)は、市民の住生活環境の向上に必要な事業や市営住宅の管理に関する事業などを行うことを目的に、昭和52年に本市が100%出資して設立された財団法人で、平成8年度には保全部を新設し、学校を中心に定期点検や修繕等の保全業務を受託し、その集約化を図るなど、計画的、効率的な業務執行に努めてきた経緯がある。 本業務は、市有建築物(学校、市営住宅を除く)の計画的な保全を行うため、調査、設計、工事発注、契約、工事監理、検査までの一連の事務を含んでおり、特に工事発注については、本来、市が発注すべき公共工事の性格を持っていることから、本業務の委託に当たっては「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」で定められている発注者の3条件、1、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有している、2、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されている、3、発注関係事務を公正に行うことができることを基本的な要件としたうえで、さらにこれを担保するために4、市のチェックコントロールが効くこと、5、事業の継続性が図られることを加えた5点を要件としたところである。 民間事業者は、基本的要件に対し、談合等の防止に関しての刑事罰を科すことが出来ないなど、抑止力・牽制機能が不十分であり、さらに4、5の要件についても市が関与・判断するための新たな取組体制が必要となるが、公社は上記の要件を全て満たしており、さらに本市から受託する類似業務(学校保全)を通じて得られた経験やノウハウの蓄積も十分にあることから、円滑な業務遂行が可能な唯一の団体であると判断できる。 以上の理由から、左記団体に特命する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) | 都) 建築部建築保全課 011-211-2816 |
| R6. 4. 17 | 回転翼航空機(レオナルド式AW139型)の定期航空検査等に係る整備業務 | 東邦航空株式会社 | 140,250,000 | R6. 2. 26 | R6. 2. 26 ~ R6. 11. 29 | 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者で、本整備業務が履行可能な3者に確認したところ、当局が指定する期間内に履行可能な業者が、東邦航空株式会社の1者のみである。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号) | 消) 総務部施設管理課 011-215-2030 |
| R6. 4. 17 | 中央区自転車等誘導整理業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 10,189,812 | R6. 4. 3 | R6. 4. 8 ~ R6. 11. 29 | 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 中) 土部維持管理課 011-614-5800 |
| R6. 4. 17 | 白石区自転車等誘導整理業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 14,414,856 | R6. 4. 8 | R6. 4. 8 ~ R6. 11. 21 | 臨時的かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 白) 土部維持管理課 011-864-8125 |
| R6. 4. 17 | 豊平区自転車等誘導整理業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 10,274,880 | R6. 4. 11 | R6. 4. 15 ~ R6. 11. 13 | 軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 豊) 土部維持管理課 011-851-1681 |
| R6. 4. 17 | 西区自転車等誘導整理業務 | 公益社団法人札幌市シルバー人材センター | 9,027,216 | R6. 4. 11 | R6. 4. 15 ~ R6. 11. 22 | 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号) | 西) 土部維持管理課 011-667-3201 |